(i) 製造業に付随するサービス（ＣＰＣ八八四＊＊、八八五）	(a) 航空機産業、火薬類製造業、皮革及び皮革製品製造業、武器産業、宇宙開発産業並びに生物学的製剤製造業に関連するもの	(b) 仕立てのサービスに関連するもの	(c) サービス(a)及び(b)以外の製造業に付随するサービス	(j) エネルギー流通に付随するサービス（ＣＰＣ八八七）	(a) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う電気の託送サービス	(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う熱供給の託送サービス	(c) サービス(a)及び(b)以外のエネルギー流通に付随するサービス	(k) 次に掲げる職業以外のものについて日本国内で人員をあっせんするサービス（求職及び求人の申込みに基づき求職者と求人者との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。）（ＣＰＣ八七二〇一、八七二〇二）	(a) 港湾運送サービス	(b) 建設工事	(c) 労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの
											SS
(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与すると許可の数は、制限することができる。 (4) 約束しない。								(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。			
(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法に従って事前の届出が必要である。 (4) 約束しない。								(1) 制限しない。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 制限しない。			

(k) 次に掲げる業務以外のものについて日本国内で（注）人員を提供するサービス（サービス提供者が雇用する労働者を当該サービス提供者との間の雇用関係を維持しつつ、他の者の指揮の下で労働に従事させるために派遣するサービスに限る。） 注　労働者について、企業内の転任を通じて日本国外からは派遣してはならない。（ＣＰＣ八七二〇三、八七二〇九）	(a) 港湾運送サービス	(b) 建設工事	(c) 警備	(d) あらかじめ労働政策審議会の意見を聴いた上で政令で定める業務（例えば、医療関係業務）	(k) 家事手伝い、他の商業労働者又は工業労働者及び看護師を供給するサービス（ＣＰＣ八七二〇四、八七二〇五、八七二〇六）	(l) 調査サービス（ＣＰＣ八七三〇一）	(l) 警備サービス（ＣＰＣ八七三一。ただし、八七三〇一を除く。）	(m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス、鉱物及び測量に関連するサービスを除く。）（ＣＰＣ八六七五一＊＊、八六七五二＊＊）	(m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス及び鉱物に関連するサービス（注））（ＣＰＣ八六七五一＊＊、八六七五二＊＊） 注　鉱業法に従って鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスを除く。
					SS			SS	SS
(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。					(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。
(1) 制限しない。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 制限しない。					(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 外国為替及び外国貿易法に従って事前の届出が必要である。 (3) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。